

第20号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 「※処理事項」の欄は記載しないでください。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って記載します。
- 5 法人番号（13桁）を記載します。
- 6 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。（カッコ内は除く）
- 7 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 8 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。
 - (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）は、令和2年旧法（※1）第292条第1項第4号の5ロに定める額。
 - (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）は、令和2年旧法第292条第1項第4号の5ハに定める額。
 - (3) 保険業法に規定する相互会社は、令和2年旧政令（※2）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額。
- 9 「予定申告税額②」の欄は、①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 10 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」の欄は、月数を暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
- 11 ⑥の欄の金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
- 12 「国分寺市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の欄は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
- 13 「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑰までの欄）の欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。⑰の欄は、⑨の欄のカッコ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のカッコ外の金額に対する同欄のカッコ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。

〔国分寺市の法人市民税率について〕

均等割の税率

資本金等の額 による区分	当市の従業者数 による区分	年税額
1. 1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
2. 1千万円超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
3. 1億円超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
4. 10億円超え 50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
5. 50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円
6. 上記以外の法人等		50,000円

※1 令和2年旧法：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法

※2 令和2年旧政令：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令

法人税割額の税率

法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始 する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始 する事業年度の税率
資本金等の額が1億円未満の法人	9.7%	6.0%
資本金等の額が1億円以上の法人及び 保険業法に規定する相互会社	12.1%	8.4%

※法人税割の税率の基準となる「資本金等の額」は、均等割の税率の基準と同じ「資本金等の額」を適用します。

〔申告等についてのお問い合わせ先〕

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 総務部 課税課 住民税係

TEL 042(325)0111 内線1805・1806・1807・1808